

チェーンロッカに設けられる交通口の蓋に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正事項

チェーンロッカに設けられる交通口の蓋に関する事項

改正理由

チェーンロッカに設けられる交通口の蓋は、IACS 統一規則 L4 において密に配置されたボルトにより締め付けることが要求されているが、このボルトの間隔が具体的に規定されていない。

このため、IACS は統一規則 L4 を見直し、当該交通口の蓋及びその締付装置は、水密マンホールに関する ISO, JIS 等の規格によるもの又はこれと同等なものとするを要件として加え、また、この締付装置にはバタフライナット及びヒンジボルトの使用を禁止する統一規則 L4(Rev.3)を 2011 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 L4(Rev.3)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) チェーンロッカ又は錨鎖管への交通口が暴露甲板より下方に設けられる場合にあっては、当該交通口の蓋及びその締付装置は、水密マンホールに関する適当な規格によるもの又はこれと同等なものとする旨規定した。
- (2) 交通口の蓋及び装置の締付には、バタフライナット及びヒンジボルトを使用してはならない旨規定した。